

令和7年度毒物劇物安全対策講習会

毒物及び劇物取締法概論

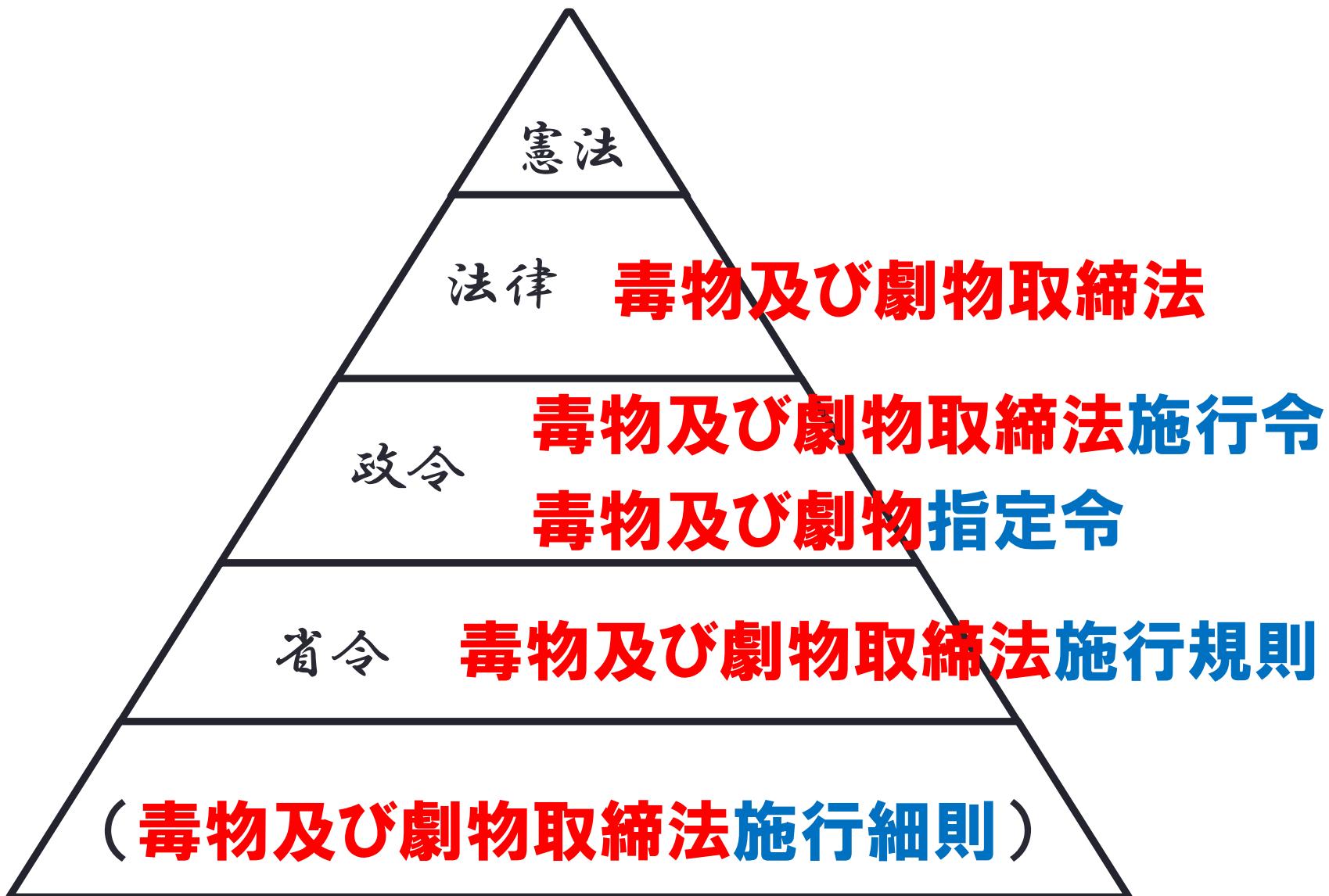
令和8年2月6日

三重県医療保健部薬務課

目 次

- ◆毒物及び劇物取締法の概要について
- ◆毒物及び劇物の適正な保管管理について
- ◆その他お知らせ

毒物及び劇物関連法規



毒物及び劇物取締法の概要

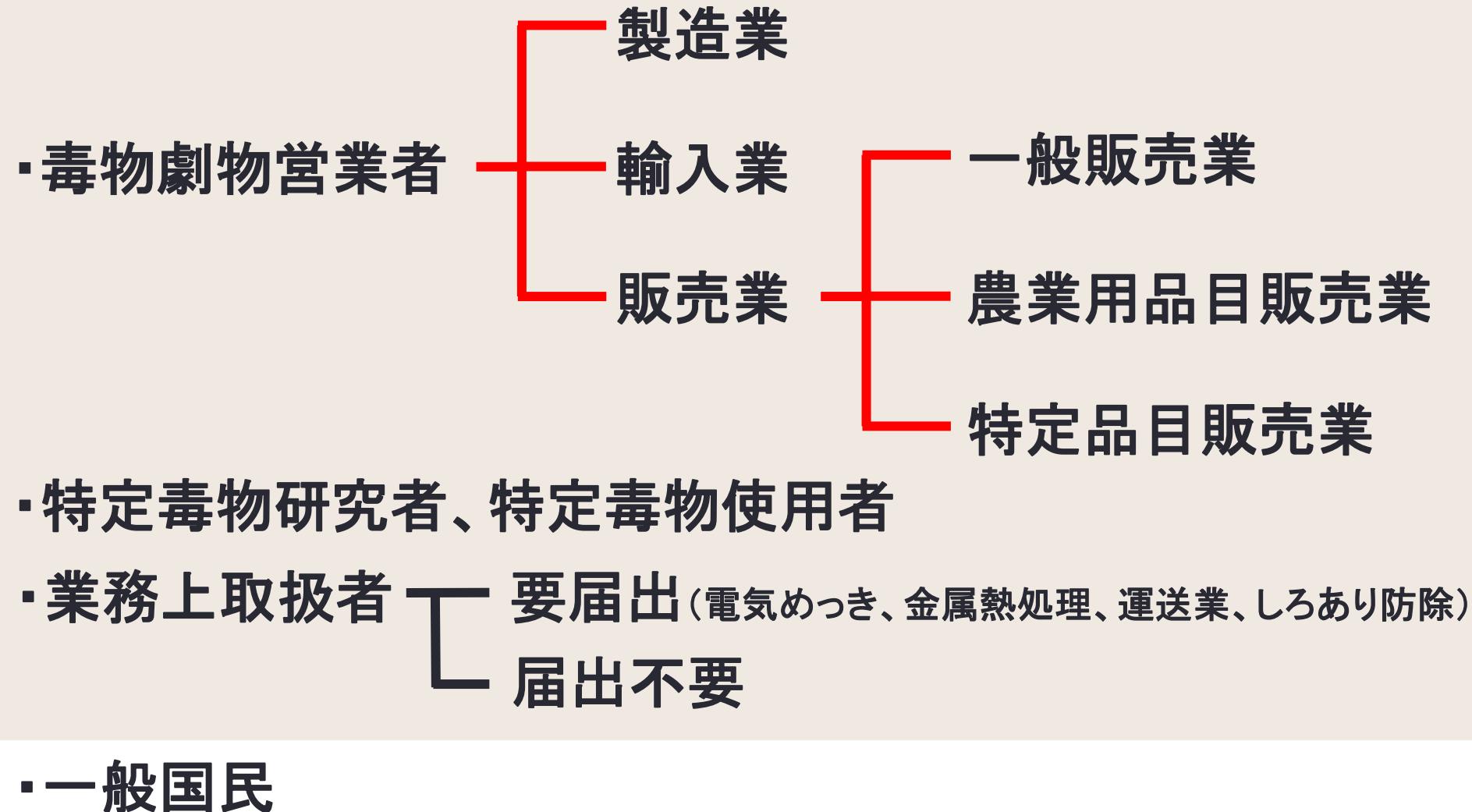
目的(第1条)

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

- ◆ 規制の対象品は、化学工業の原料、試薬、農薬等に至る幅広い物質で、国民生活に不可欠かつ有用なもの
- ◆ 取扱いを誤れば、及ぼす危害は極めて大きい
- ◆ 国民の身体や生命に危害を及ぼすことがないように、必要な取締りを行う

毒物及び劇物取締法の概要

<規制対象者>



毒物及び劇物取締法の概要

＜規制対象物＞

対象物	適用条文等	物質例
毒物	法別表第1 指定令第1条	シアン化水素、水銀、砒素
劇物	法別表第2 指定令第2条	アンモニア、過酸化水素、硫酸
特定毒物	法別表第3 指定令第3条	四アルキル鉛、パラチオン
毒物及び劇物を 含有するもの	法第11条第2項 施行令第38条	塩化水素を含有する液体状の 物(濃度規定あり)
興奮、幻覚、麻酔作用を 有する毒物又は劇物	法第3条の3 施行令第32条の2	酢酸エチル、トルエン、メタノール等を含有するシンナー
引火性、発火性、爆発性を 有する毒物又は劇物	法第3条の4 施行令第32条の3	亜塩素酸ナトリウム、ナトリウム
運搬上の規制がある毒物 又は劇物	施行令別表2 施行規則別表5	四アルキル鉛を含有する製剤、 過酸化水素

毒物及び劇物取締法の概要

＜規制内容＞

規制の内容	適用条文等	主な内容
取扱い	法第11条	・盜難・紛失防止の措置 ・施設外への漏洩等防止措置
事故の際の措置	法第17条	・関係機関への届出 ・応急措置
表示・特定用途品の販売等(着色等)・譲渡手続・交付制限等	法第12条、13条、13条の2、14条、15条	・容器及び被包への表示 ・18歳未満への交付禁止
廃棄	法第15条の2 施行令第40条	・基準に基づいた廃棄
所持の制限等	法第3条の3・4 法第24条の2	・トルエン等の所持制限・販売制限
運搬等についての基準	施行令第40条の2～7	・運搬容器の基準 ・積載の態様、運搬方法

目 次

- ◆毒物及び劇物取締法の概要について
- ◆毒物及び劇物の適正な保管管理について
- ◆その他お知らせ

毒物及び劇物の適正な保管管理

○関連通知

「毒物及び劇物の保管管理について」

(昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知)

「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」

(平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知)

「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」

(平成17年11月14日付け薬食審査発第1114001号、薬食監麻発第1114001号医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知)

「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」

(平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)

「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」

(平成31年1月10日付け薬生総発0110第1号、薬生薬審発0110第2号、薬生監麻発0110第5号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知)

「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」

(令和4年9月26日付け薬生総発0926第1号、薬生薬審発0926第10号、薬生監麻発0926第4号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知)

法令および上記通知に基づき、
毒物及び劇物に起因する事故等を未然に防止する！

留意事項

1. 毒物又は劇物の取扱について
2. 毒物又は劇物の譲渡手続について
3. 毒物又は劇物の交付制限等について
4. 爆発物の原料となり得る化学物質について
5. 毒物劇物取扱責任者の業務について
6. 事故の際の措置について
7. 災害対策について

毒物又は劇物の取扱(法第11条)

1. 盗難・紛失の防止措置を講ずること
2. 飛散・漏れ・流出等の防止措置を講ずること
3. 運搬時の飛散・漏れ・流出等の防止措置を講ずること
4. 飲食物容器の使用禁止

➤ 上記規定については、毒物劇物営業者、特定毒物研究者、業務上取扱者を対象とした規定です。

施設基準について(法第5条)

＜施行規則第4条の4＞

○製造作業を行う場所

- ・コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造
- ・粉じん、蒸気又は廃水の処理設備又は器具を備える

○貯蔵設備

- ・毒物劇物を他の物と区分できるもの
- ・飛散、流出等のおそれのないもの(タンク、ドラム缶等)
- ・かぎをかける設備があること
- ・周囲に堅固なさくが設けてあること(かぎをかけられない場合)

○陳列場所

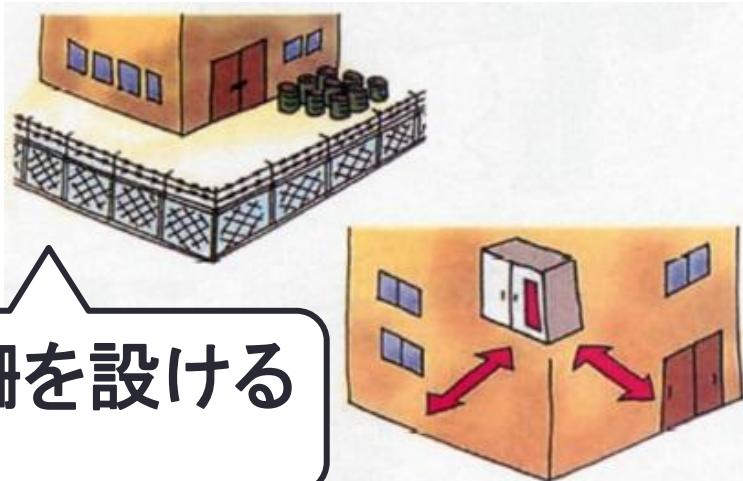
- ・かぎをかける設備があること

○運搬用具

- ・飛散、流出等のおそれのないもの

盜難・紛失防止対策(貯蔵・陳列)

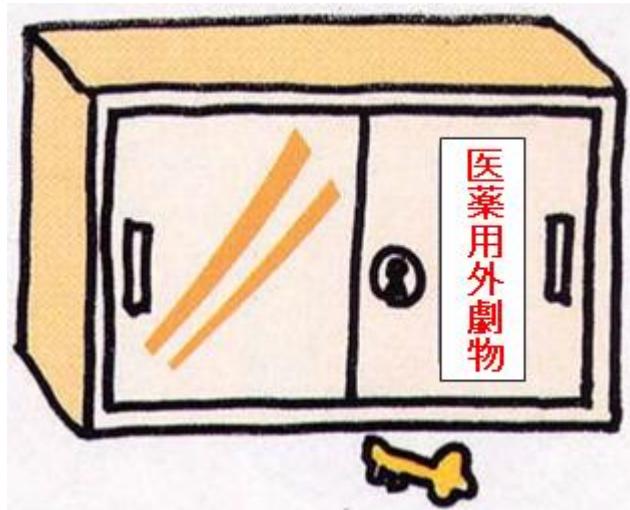
①貯蔵場所は敷地境界線から離れたところに保管する。



柵を設ける

敷地境界線
から離す

②貯蔵設備は鍵のついた専用の物とし、鍵の管理を徹底する。

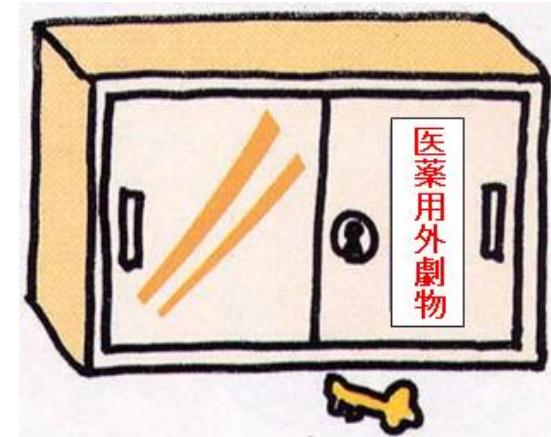


- 一般物と区分する。
- 鍵の管理者を明確にする。
- 鍵の使用者履歴が分かるようにする。

盜難・紛失防止対策(貯蔵・陳列)

かぎの管理

- かぎの管理者を選任する。
- 管理者不在時の代理者も選任しておく。
- かぎの管理簿を備える。
- 毒物劇物を取り扱わない従業員や部外者がかぎを入手・使用できないようにする。



平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知

2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

盜難・紛失防止対策(貯蔵・陳列)

管理簿(台帳)で在庫チェック

- 管理者を指定する。
 - 受払簿を付ける。
 - 使用量や残量を把握する。



盗難紛失時は
警察署に届出

毒物又は劇物の表示(法第12条)

容器及び被包への表示

「医薬用外」の文字 及び

- ・ 毒物については、赤地に白色で「毒物」の文字
- ・ 劇物については、白地に赤色で「劇物」の文字

医薬用外毒物

医薬用外劇物

※以下の事項を表示しなければ、販売又は授与してはならない
(法第12条第2項)

名称・成分・含量・解毒剤・製造業者等の氏名、住所

その他厚生労働省令で定める事項(注意事項:規則第11条の6)

毒物又は劇物の表示(法第12条)

保管(貯蔵・陳列)場所への表示

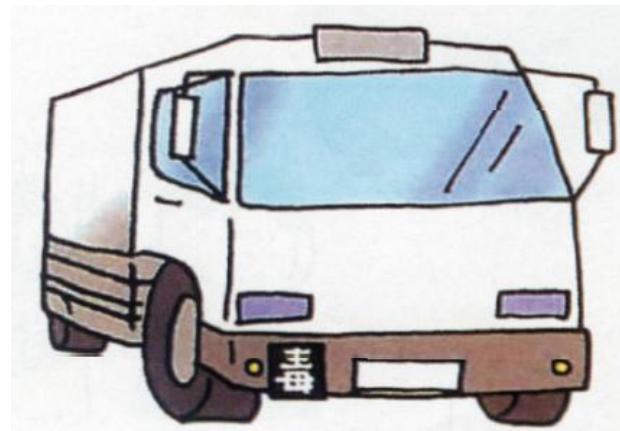
「医薬用外」の文字 及び

- ・ 毒物については、「毒物」の文字
- ・ 劇物については、「劇物」の文字

- 表示の色に関する規定はない
- 管理者の氏名を掲示
- 立入制限等の標識を掲示
※「関係者以外立ち入り禁止」



盜難・紛失防止対策(運搬)

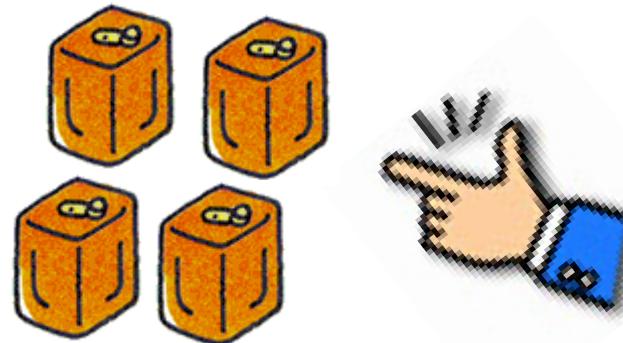


シートで覆い、ロープをしめる。

毒物劇物であることを表示。



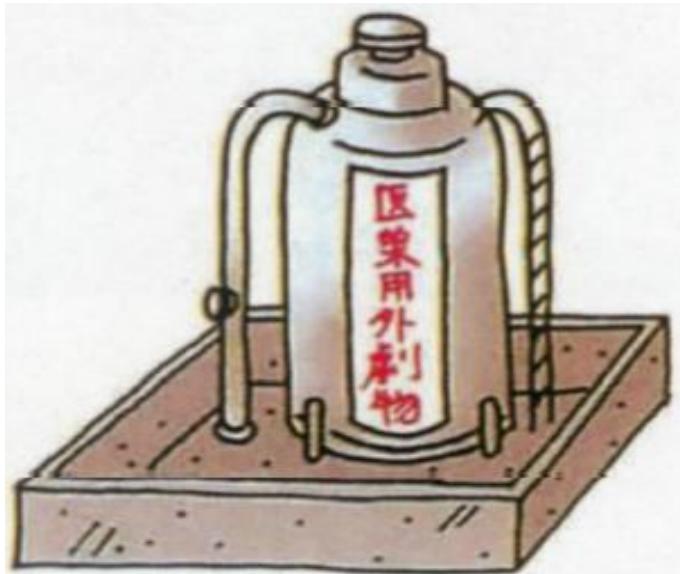
不審者に注意する。



出庫・受渡し時、数量等確認。

流出・漏洩等防止対策(貯蔵)

- 地下に染み込まないようにコンクリートでおおう。
- タンク等の周囲に防液堤を作る。
- 定期点検に基づき、適切に補修・維持管理を行う。
- 充分な耐震、耐水設備とする。
- 構造・設備基準に適合したタンクで毒物劇物を保管する。



※ 固体以外(主に液体)の毒物劇物を
タンクに貯蔵する場合は、「毒物及び
劇物の貯蔵に関する構造・設備等基
準」が通知されています。

流出・漏洩等防止対策(運搬)

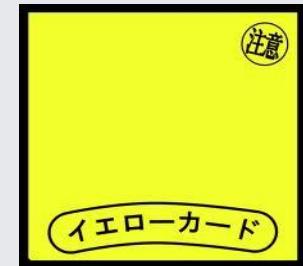
- 適切な運搬容器を用いること。
- 運転者に対して、安全運転の教育及び事故の際の応急措置に関する教育等を実施する。

●荷送人の通知義務(施行令40条の6)

毒劇物を車両・鉄道を使用して運搬する場合で、当該運搬を業者等に委託し、1回の運搬数量が**1000kgを超える**時は、荷送人は、運送人に対しあらかじめ次の事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 運搬する毒物劇物の名称
- 成分及び含量並びに数量
- 応急措置の内容

納品伝票等



取り扱いに関する通知

医薬薬審発 0126 第3号
令和6年1月26日

都道府県
保健所設置市
特別区
各
衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公印省略)

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の容器については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第11条第3項及び第4項において、規制を行っているところです。

しかしながら、先般、走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道がありました。

毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、貴職におかれましては、下記事項について、貴管内事業者に対する指導の徹底をお願いします。

記

1 毒物又は劇物に対する飲食物の容器の使用について

法第11条第4項及び第22条5項の規定により、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこととされています。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第40条の9において、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物又は劇物の取扱い及び保管上の注意や物理的及び化学的性質等の情報を提供することが定められています。毒物劇物営業者等以外の者に毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS等の提供に加えて、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと等を必要

「毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について」(通知)

(令和6年1月26日)

・令和5年10月、新幹線の車内で乗客の手荷物から硫酸、硝酸が漏れ、4人がケガをした。

→ペットボトルのような容器にいれて運搬していたことが発覚

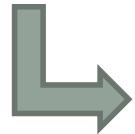


適切な運搬容器を用いるよう注意喚起の徹底

「毒物又は劇物の容器として飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこととされている。

譲渡手続(法第14条)

<営業者間の譲渡>



毒物劇物営業者が、毒物又は劇物を、
他の毒物劇物営業者に販売、授与する場合

- ✓ **毒物劇物営業者**は、その都度、下記事項を書面に記載しておかなければならぬ。
- ✓ 書面は、販売又は授与の日から**5年間保存**しなければならぬ。

<記載事項>

- ◆ 毒物又は劇物の**名称**及び**数量**
- ◆ 販売又は授与の**年月日**
- ◆ 謙受人の**氏名**、**職業**及び**住所**(法人にあっては、その**名称**及び**主たる事務所の所在地**)



譲渡手続(法第14条)

＜営業者以外の者への譲渡＞



毒物劇物営業者が、毒物又は劇物を、

毒物劇物営業者以外の者に販売、授与する場合

- ✓ 毒物劇物営業者は、譲受人から下記事項を記載した**書面の提出を受けなければ**、販売、授与してはならない。
- ✓ 書面には譲受人の**押印又は署名**が必要。
- ✓ 書面は、販売又は授与の日から**5年間保存**しなければならない。

＜記載事項＞

- ◆ 毒物又は劇物の**名称**及び**数量**
- ◆ 販売又は授与の**年月日**
- ◆ 譲受人の**氏名**、**職業**及び**住所**(法人にあっては、その**名称**及び**主たる事務所の所在地**)



譲受書の例

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名 称	水酸化ナトリウム
	数 量	500g×1本
販売又は授与の年月日	令和7年 2月 12日	
譲受人 <small>(法人にあっては、その名称及びキタる事務所の所在地)</small>	氏 名	三重 太郎 
	職 業	公務員
	住 所	津市〇〇 ◇丁目 △△-□□
備 考	石けん作り	

毒物又は劇物の
名称及び数量

販売又は授与
の年月日

押印又は署名

譲受人の氏名、
職業及び住所

使用用途

毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供をしな
ければならない。(令第40条の9)

交付の制限等(法第15条)

法第15条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- ✓ 18歳未満の者
- ✓ 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(※)
- ✓ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

※(施行規則第12条の2の5 抜粋)

精神の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

交付の制限等(法第15条)

法第15条第2項(概要)

毒物劇物営業者は、「爆発性等のある毒物・劇物」については、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、交付してはならない。

<爆発性等のある毒物・劇物(法第3条の4)>

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるもの

～施行令第32条の3～

- ① 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(30%以上のものに限る)
- ② 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(35%以上のものに限る)
- ③ ナトリウム
- ④ ピクリン酸

交付の制限等(法第15条)

法第15条第2項(概要)

毒物劇物営業者は、「爆発性等のある毒物・劇物」については、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、交付してはならない。

<交付を受ける者の確認>(施行規則第12条の2の6)

・身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の**資料の提示を受けて確認**する。

※常時取引関係にある者等に交付する場合は資料の提示は不要

<帳簿について>(法第15条第3項、第4項、施行規則第12条の3)

・**帳簿を備え**、確認に関する事項を記載しなければならない。

①交付した劇物の名称

②交付の年月日

③交付を受けた者の氏名及び住所

・帳簿は、最終の記載日から**5年間保存**しなければならない。

譲渡手続きに関する通知①

医薬品審査第0126第5号
令和6年1月26日

各（都道府県）保健所設置市
特 別 区 卫生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の販売時の法令遵守については、平成17年11月4日付け薬食審査発第1114001号/薬食監発第1114001号「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」等において、その徹底を図ってきたところです。

しかしながら、先般、劇物である硫酸タリウムを用いた殺人事件が発生した旨報道されています。この状況を踏まえ、毒物及び劇物の不適切な販売及び流通を防止するため、貴職におかれましては、下記事項について、貴管内事業者に対する指導を改めてお願いします。

記

毒物又は劇物の譲渡手続については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）第14条及び第15条の規定を遵守する必要がありますが、以下の点に留意するよう毒物又は劇物を取り扱う販売店等に対して指導をお願いします。

- 1) 譲受人が毒物劇物営業者以外の場合においては、毒劇法第14条第1項各号に規定する譲受者の記載事項に漏れがないことを確認するとともに、同条第2項の規定に基づく適切な譲受書の提出を受けなければ毒物又は劇物を販売し、又は授与しないことを徹底すること。特に、毒劇法第14条第1項第3号に掲げる事項については、常時取引関係を有する法人への販売又は授与であっても、例えば毒物又は劇物を店

「劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令順守並びに身元確認の実施の徹底について」(通知)

(令和6年1月26日)

・硫酸タリウムの摂取により女子大生が殺害される事件が発生



毒物及び劇物の販売時(譲渡時)の手続きの遵守、不適切な販売や流通の防止

譲渡手続きに関する通知②

各 都道府県
保健所設置市
特 別 区

医薬品審査第4号
令和7年3月24日

厚生労働省医薬品審査管理課長
(公印省略)

毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、
厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物のオンライン販売につきましては、実態を把握するため、委託事業として毒劇物の買上げ調査を行ったところです。その結果、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）に抵触する実態が一部の店舗において確認されました。

毒物劇物の監視及び取締りについては、「毒物劇物監視指導指針の制定について」（平成11年8月27日付け医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知）別添による毒物劇物監視指導指針に基づき実施いただいているところですが、貴職におかれましては、下記に留意の上、オンライン販売を実施する貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会长、一般社団法人日本化学品輸出入協会会长及び一般社団法人日本試薬協会会长宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

1 譲受書の事前提出について

商品到着後に同封の封筒において譲受書の提出を求めるなど、事前に譲受書の提出が行われていない事業者が散見されるところである。加えて、極少数ではあるものの、譲受書の提出を求める事業者も確認された。

法第14条第2項において、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物業者以外の者に販売し、又は授与してはならないこととしているところであり、事前に購入者より譲受書の提出を求めるよう、事業者に指導することとされたい。

2 身分の確認について

「毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について」(通知)

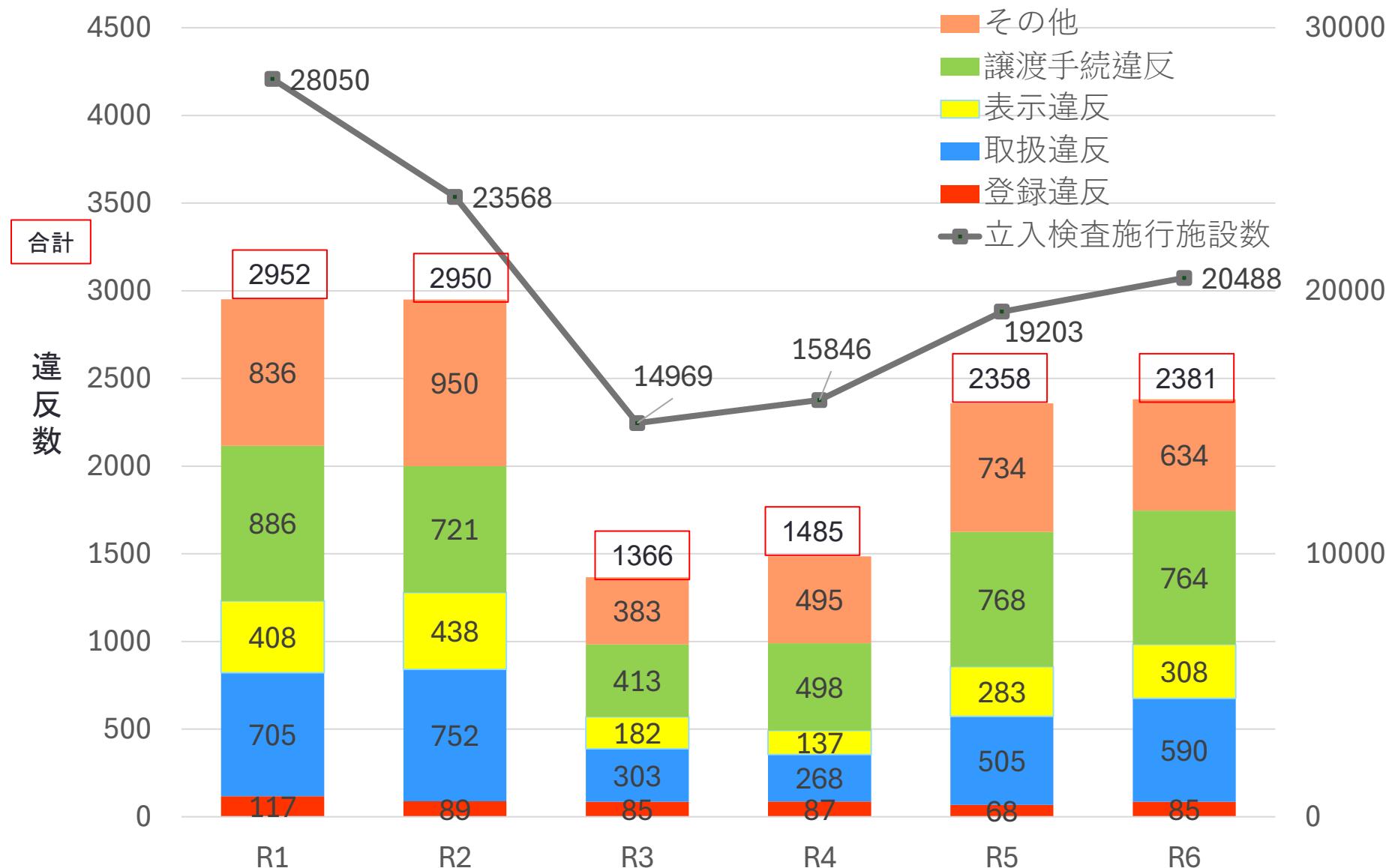
(令和7年3月24日)

・オンライン販売時、譲受書の事前提出なしの販売および身分証の確認を求めず販売した事例が発生

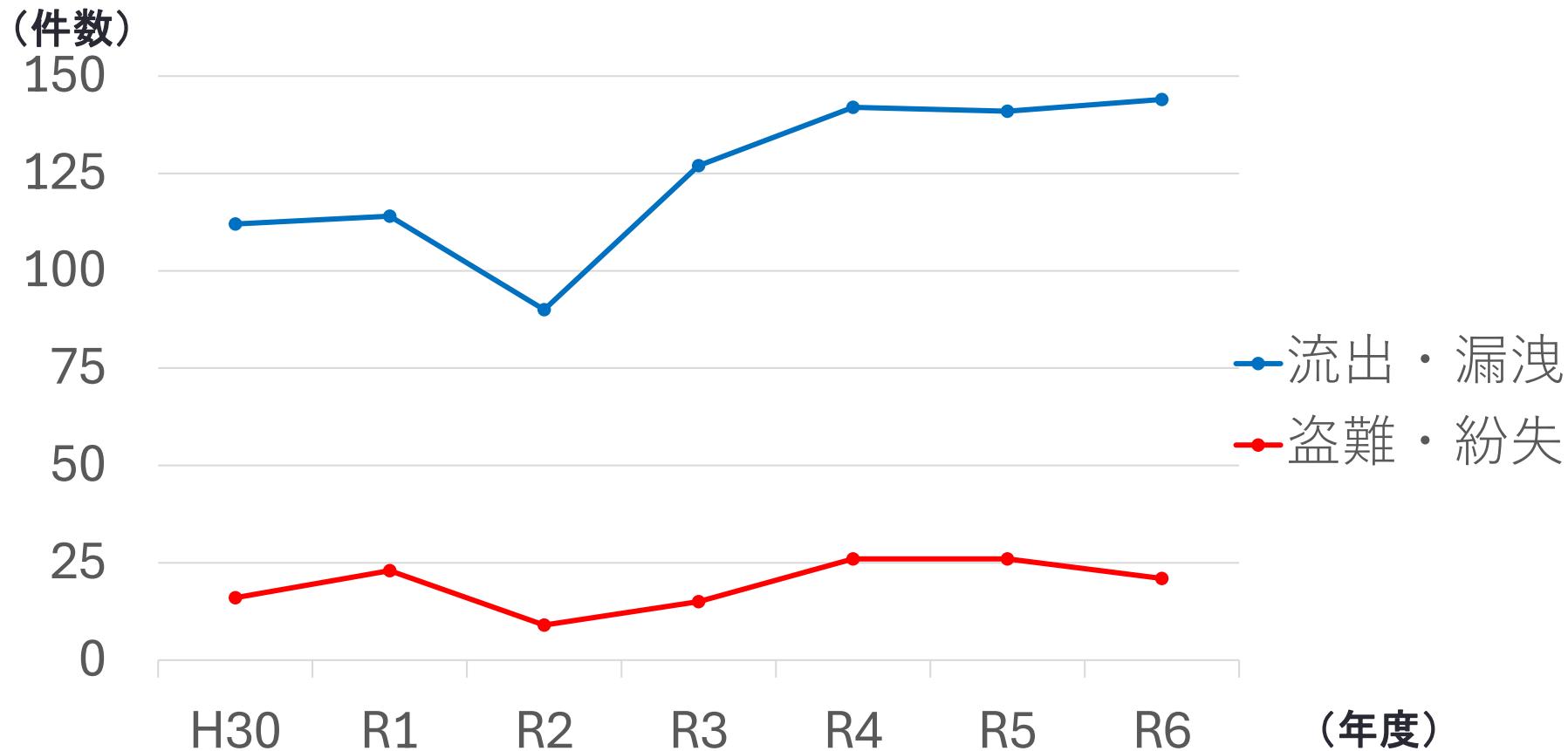


毒物及び劇物の販売時(譲渡時)の手続きの遵守、交付の制限に係る確認の徹底

毒物劇物営業取締状況



事故件数の推移



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
流出・漏洩	112	114	90	127	142	141	144
盗難・紛失	16	23	9	15	26	26	21

爆発物の原料となり得る化学物質

「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」

(平成31年1月10日付け薬生総発0110第1号、薬生薬審発0110第2号、薬生監麻発0110第5号医薬・生活衛生局総務課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課課長連名通知)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていたことから、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止をさらに推進するため



爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤について

- 適切な保管管理の徹底
- 譲渡手続及び交付制限の遵守

<爆発物の原料となり得る化学物質>

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------|
| 1. 塩素酸カリウム | 2. 塩素酸ナトリウム | 3. 硝酸 | 4. 硫酸 |
| 5. 塩酸 | 6. 過酸化水素 | 7. 硝酸アンモニウム | 8. 尿素 |
| 9. アセトン | 10. ヘキサミン | 11. 硝酸カリウム | |

爆発物の原料となり得る化学物質

1. 塩素酸カリウム
2. 塩素酸ナトリウム
3. 硝酸
4. 硫酸
5. 塩酸
6. 過酸化水素

毒物及び劇物取締法に規定する「**劇物**」
又は
医薬品医療機器等法(※)に規定する「**劇薬**」

※医薬品、医療機器等の
品質、有効性及び安全性
の確保等に関する法律

各法令に基づいた、適切な保管管理を行うとともに、
譲渡手続及び交付制限を厳守する。

7. 硝酸アンモニウム
8. 尿素
9. アセトン
10. ヘキサミン
11. 硝酸カリウム

劇物又は劇薬に
該当しない

▶保管管理

⇒ 盗難又は紛失の防止に必要な措置を講じるよう努める。

▶販売手続

⇒ 販売の記録(名称、数量等)を記載した書面を保存するよう努める。

爆発物の原料となり得る化学物質

＜その他の留意事項＞

1. インターネット等を利用した通信販売を行う場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行う。
2. 顧客に不審な動向(大量に購入、使用目的等の確認拒否等)がある場合は、当該顧客に関する情報(客の背格好、連絡先、車両ナンバー等)を把握する。
3. 通常取引がないのに大量に購入しようとする者、使用目的があいまいな者等、安全な取扱いに不安があると認められる者に対しては、販売を差し控える。
4. 法律に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を差し控える。
5. 盗難・紛失事案が発生した場合、3により販売を差し控えた場合を含め、顧客の不審動向が認められる場合は、速やかに警察に通報する。

毒物劇物取扱責任者の業務

毒物劇物取扱責任者(法第7条)

毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる者

毒物劇物取扱責任者の業務

1. 法令の基準の遵守状況の点検及び管理について

点検・管理項目	条文
作業場所・貯蔵設備 陳列場所・運搬用具	施行規則第4条の4
表示・着色	法第3条の2第9項、第12条、第13条及び第13条の2
取扱い	法第11条第1項、第2項及び第4項
運搬	法第11条第3項及び法第16条第1項
廃棄	法第15条の2

毒物劇物取扱責任者の業務

毒物劇物取扱責任者の業務

2. 事故時の措置等について

- ・応急措置に必要な設備器材等配備、点検、管理
- ・関係機関および周辺事業所への連絡
- ・事故の拡大防止のための応急措置の実施
- ・事故の原因調査及び再発防止のための措置の実施

3. その他

- ・在庫量の定期点検
- ・毒物及び劇物の種類等に応じての使用量の把握
- ・従業員の教育訓練(毒物劇物の取扱・事故発生時の応急措置方法等)
- ・業務日誌の作成
- ・その他保健衛生上の危害防止に関すること

毒物劇物危害防止規定を整備し活用してください

危害防止規定の整備



①職務・組織に
関する事項



②作業方法



③設備管理・点検
等に関する事項



④貯蔵又は取扱
いに関する事項



⑤関係各機関へ
の通報・応急活動
に関する事項



⑥教育訓練に
関する事項



⑦文書管理に
関する事項

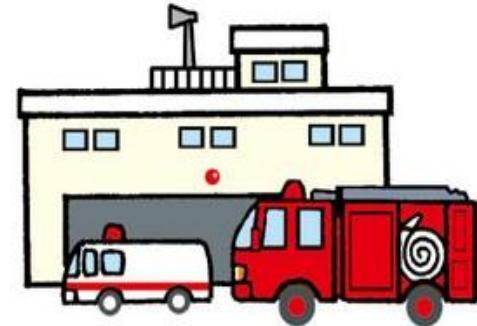


⑧その他(保健衛
生上の危害防止
のための遵守事
項)

事故の際の措置(法第17条)

流出・漏洩等が起こった場合は…

- ◆直ちに、保健所、警察署又は消防機関に届け出る



- ◆危害を防止するために必要な応急措置を講じる

盗難・紛失が起こった場合は…

- ◆直ちに、警察署に届け出る



震災対策

地震の際の事故の未然防止や被害を最小にするため、毒物劇物の安全対策を講じてください。

- ◆保管庫(棚)が転倒しないように壁や床に固定する。
- ◆毒物劇物が転倒落下しないような設備を設ける。
- ◆屋外設備の耐震・耐水対策を行う(点検も忘れずに)。



浸水・土砂流入対策

- ◆毒劇物を補完する施設等への浸水や土砂侵入を防ぐ、土のうや止水板等を使用する。
- ◆毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の侵入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- ◆容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないよう封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。
- ◆敷地外への流出を防止するため、毒劇物を入れた容器のうち封が困難なものについては、内容物を封のできる容器に詰め、又は容器をふたやビニールシートで覆う。

強風対策

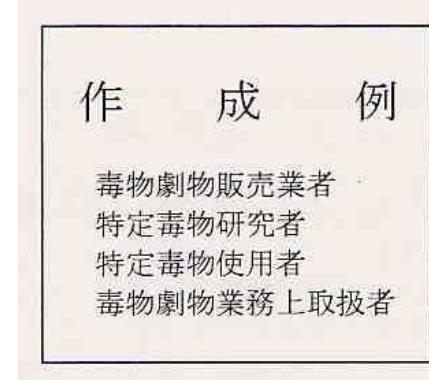
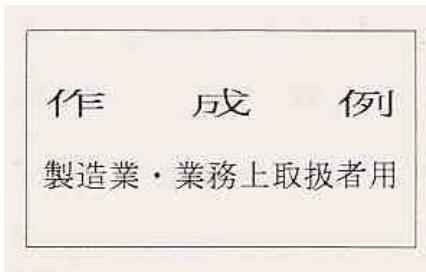
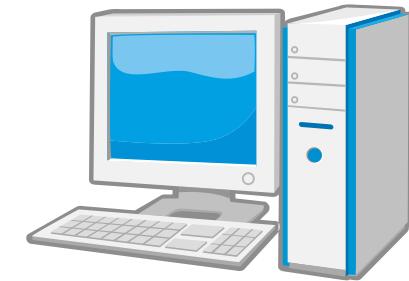
- ◆飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。
- ◆飛来物により配管等が破損した場合における毒劇物の流出を最小限に抑えるために、配管の弁等を閉鎖する。

目 次

- ◆毒物及び劇物取締法の概要について
- ◆毒物及び劇物の適正な保管管理について
- ◆その他お知らせ

化学物質安全対策室HP

- 毒物及び劇物取締法について
- 規制の概要、法令、通知
- 事故情報、統計資料
- 規定モデル、パンフレット



※ 毒物劇物危害防止規定モデル

(平成18年度及び19年度厚生労働科学研究費補助金「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」の成果)

※ 毒劇物の安全対策(厚生労働省HP)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuiindex.html>

中毒事故発生時の対応について

- 医療機関受診時や中毒情報センターへ問い合わせる時は、必ず曝露物質に関する情報(容器・説明書)を持って！

—伝えるべきこと—

- 患者の年齢・体重
- 原因物質の正確な名称
- 摂取量・摂取経路・摂取後経過時間
- 事故発生状況
- 発現した全ての症状(吐いたか吐いていないか等)



公益財団法人 日本中毒情報センターの連絡先

中毒110番相談電話

- ・ 大阪中毒110番(365日 **24時間対応**)
072-727-2499 (情報提供料:無料)
- ・ つくば中毒110番(365日 **24時間対応**)
029-852-9999 (情報提供料:無料)

※中毒110番の取扱う対象

中毒110番は化学物質(タバコ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる**急性中毒**について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。

**毒物及び劇物を適正に取扱い、
事故の未然防止や誤った使い方を
防止しましょう！**

ご清聴ありがとうございました